

# 先導的取り組みの公契約条例を制定 総務

議案第二十号  
野田市公契約条例の制定

（提案理由）市が発注する工事などの請負業務に従事する労働者の適正な賃金を確保するとともに、業務の質の確保及び公契約の社会的価値の向上を図ることを目的に制定しようとするもの。

■委員 専ら公契約に係る業務に従事することになれば、請負契約を交わしていなくても労働者の範囲に該当するののか。

□当局 下請け、孫請け等すべて公契約に従事する労働者については対象になる。一人親方や手間請け労働者については、定義自体が労働基準法という労働者であることの共通認識が得られてない状況にある。そのため、請負の形になっている場合には対象にならないとしており、その共通認識ができてこない、範囲として入れていくことは難しいと考えている。

■委員 事業終了後に違反などが発覚した場合、事業終了で効力はなくなってしまうののか。

まうののか。

□当局 労働基準法としての問題で、労働債権としてどれだけの期間があるかということになる。労基法違反で労働者側が労働基準監督署に申告することで賃金が担保されることになり、それでも払わない場合には法的な手続きになると考えている。

■委員 下請け業者と労働協約があった場合に適用労働者の賃金はどちらを優先させるののか。

□当局 労働協約は内部的な整理になると思っっているが、受注者には少なくとも契約の条件以上の賃金を払ってもらわないといけないと考えている。

■委員 適用労働者への周知の徹底についての確認はどのように考えているか。さらに、労働者が申し出をする場合の連絡先の中に明示する事項はどのようなものか。

□当局 周知については、見やすい場所に掲示、もしくは備え付け、または書面により交付することになっている。当初、公契約につ

いて建設工事は一億円以上というように限定して行うため、年間二十件程度を想定しており、来年度については直接確認することができると考えている。連絡先については、市の事業担当課と契約担当課である管財課の両方を記載することを考えている。

■委員 総合評価一般競争入札方式についても雇用される労働者の賃金を評価するところがあるが、労働者の賃金の評価ポイントを無視できないようにするのか。

□当局 日野市はプラス評価で、労働者の賃金が低くてもマイナスにはならないが、野田市での総合評価方式の賃金項目については、実効性が担保されるように、労働者の賃金が低い場合にはかなりマイナスになる形で考えていきたい。

■委員 公契約を解除した場合は、別に定めるところにより公表するとなつているが、どのような公表方法を想定しているか。

□当局 ホームページでの公表を予定している。

◆全会 一致で可決

議案第十号  
平成二十一年度野田市  
下水道事業特別会計補  
正予算（第一号）

（提案理由）歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三十二万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十八億七千三百六十九千円にしようとするもの。

■委員 下水道野田幹線整備の市と県の進捗状況は。

□当局 市が発注する国道十六号寄りの上流部分については、平成二十三年度末の完了に向けて今年度発注も予定している。三カ年計画の中では順調に進んでいる状況である。野田幹線の県の部分については、県では運河を渡った野田部分も工事をしたいとのことである。運河部分は国土交通省の管轄で協議が必要であるため、上流の野田側を少し行いたいとの話を聞いている。市としては平成二十四年四月一日からの供用開始を考えており、県もそれに向けた整備を進めているとのことである。

◆全会 一致で可決

## 建設 下水道野田幹線の進捗状況は

# 環境経済 梅郷駅東口駐輪場の設置及び使用料の見直し

議案第四号  
自転車等駐車場条例の一部改正

(提案理由) 梅郷駅利用者

者の自転車等の駐車の利用を図るため、梅郷駅東口市営自転車等駐車場を設置するとともに、野田市自転車等駐車場の使用料の見直しをしようとするもの。

■委員 将来的には市内を統一料金にする方向ということだが、どのような時期を想定しているのか。

□当局 各地の整備計画、特に連続立体交差による高架下利用も合わせて考えていかなければならないため、時期については明言できない。

■委員 梅郷駅西口には無料駐輪場がそのまま残ると思うが、梅郷駅東口側は無料駐輪場がなくなり、一般の定期使用料金が月額千五百円となる。すると多くの人が西口に流れていき、西口の無料駐輪場がかなり混雑するということ心配はないのか。

□当局 梅郷駅東口の駐輪場の利用状況を調査しており、現在無料駐輪場

には約八百台程度の利用がある。東口の新設駐輪場はセキュリティがきちんと管理されていることもあり、無料駐輪場を利用している人にも利用していただけるものと考えている。

■委員 条例附則の中で、定期の利用者で使用料をすでに払ってしまった人には還付することができるとあるが、対象者は何人いるのか。また、対象者が特定されている場合、請求なしで還付できないのか。

□当局 現時点の調査では、十三名の方が半年定期を購入されており、その方々については連絡をとり還付する形をとりたい。

◆賛成多数で可決



建設中の梅郷駅東口市営自転車等駐車場

# 市民会館の貸出区分と利用料金の改正 文教福祉

議案第六号  
市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(提案理由) 市民会館利用者

者の利便性の向上及び公平性の確保を図るため、貸出区分を一時単位にするとともに利用料金を改正しようとするもの。

■委員 今回時間ごとに区切られ、金額も下がるので、市民にとっては使いやすくなるわけだが、一時間ごとに区切ることにしたのは市民から意見があったからなのか。

□当局 市民会館は国の登録記念物となっており、見学としての利用が大変増えている。半日借りるのは時間が長過ぎるので、時間貸しにしてほしいとの要望が出ていた。

■委員 公民館などは短時間での使用はできるよ

うだが、一時間しか使わなくても、半日分というか三部制での使用料をとられている。公民館はなぜ時間貸しにできないのか。

□当局 公民館は学習す

る方、それから団体としての利用という形が多く、一時間での利用はほとんど例がない。そのような関係で、今までどおり半日単位の貸し出しを考えている。

■委員 市民会館には十の座敷と茶室があるが、多く利用されている部屋は。

□当局 松・竹・梅の部屋が比較的多く利用されている。

■委員 茶室の年間利用実績は。

□当局 茶室である松樹庵の利用実績は、平成二十年度で百十回となっている。

◆全会一致で可決



市民会館